

桜井市選挙区選挙長告示第三号

平成三十一年四月七日執行の奈良県議会議員選挙桜井市選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成三十一年三月二十九日

奈良県議会議員選挙

桜井市選挙区選挙長 山 本 保 幸

一 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎二階

選挙管理委員会室

二 日時 平成三十一年四月四日 午後六時三十五分